

第20回 国内クレジット認証委員会 議事要旨

国内クレジット認証委員会事務局

日 時：平成23年7月27日（水） 15：00－16：30

場 所：経済産業省別館11階 1111号会議室

出席委員：茅委員長、大塚委員、熊崎委員、松橋委員、宮城委員、棕田委員

1. 国内クレジットの認証等

- ・ 資料1に基づき、認証申請を受け付けた国内クレジットについて、申請内容の概要や、審査機関による実績確認結果を事務局より説明。審議の結果、49件の国内クレジット認証申請（うちプログラム型排出削減事業3件）について、認証され、計32,692 t-CO₂の国内クレジットが発行された。
- ・ 参考資料1に基づき、施設園芸用ヒートポンプ導入に伴う温室効果ガス排出削減に係るモニタリング方法の簡便化について農林水産省より報告が行われた。

2. 排出削減事業の承認等

- ・ 資料2に基づき、承認申請を受け付けた排出削減事業について、申請内容の概要や、審査機関による審査結果を事務局より説明。審議の結果、58件の排出削減事業（うちプログラム型排出削減事業6件）について承認された。
- ・ 資料3に基づき、提出のあった91件の排出削減事業計画案（うちプログラム型排出削減事業計画案は9件）について事務局より報告が行われた。

3. 排出削減方法論の承認等

- ・ 資料4に基づき、前回の委員会（平成23年5月30日）までに申請を受け付けた排出削減方法論について、パブリックコメント（5月31日～6月13日に募集）の結果と、各種承認要件に係る審査結果を事務局より説明。審議の結果、4件（うち排出削減方法論の事務局による技術的な修正は1件）の排出削減方法論について承認された。
- ・ 資料5に基づき、申請のあった14件（うち排出削減方法論の修正は3件）の排出削減方法論について、事務局より報告が行われた。
- ・ 資料6に基づき、排出削減方法論の別表の改定について事務局より説明し、審議の結果、承認された。

4. 審査機関の登録について

- ・ 資料7に基づき、審査機関の登録申請があった1件について事務局より説明し、審議の結果、承認された。

5. その他

- ・ 次回以降の認証委員会について、第21回については平成23年10月3日(月) 15時00分～16時30分、第22回については平成23年12月9日(金) 16時00分～17時30分に開催する予定とした。

6. 委員の発言及び質疑

<国内クレジットの認証>

(棕田委員)

- ・ 事業番号P16のバイオマスストーブの新設案件について、対象は一般家庭のプログラム型事業であり、一般的には、灯油ストーブ等からの更新が多いと思うが、なぜ新設扱いなのか。
- ・ 事業番号33と127の排出削減事業共同実施者はソニー株式会社と富士フィルム株式会社であるが、資料には自主行動計画参加等の記載がない。両企業は自主行動計画や試行排出量取引スキームには参加していないのか確認頂きたい。

(事務局)

- ・ 事業番号P16については、プログラムの対象が一般家庭であるため、様々な事業実施前機器が想定されることから、プログラムの運営管理コストを考慮し、一律に新設として扱うこととしたものである。
- ・ 事業番号33と127へのご指摘について、ソニー株式会社と富士フィルム株式会社は、確かに自主行動計画参加企業であるため、資料を訂正させて頂きたい。

(松橋委員)

- ・ 事業番号P16の案件は、一般家庭におけるペレットストーブの新設という大変興味深い事業であるが、対象となる地域は具体的にはどこか教えて頂きたい。また、対象となる家庭において使用されるペレットはすべて北海道産のものかどうかについても教えて頂きたい。

(審査機関)

- ・ 本件に関しては、管理者であるNPO法人北海道グリーンファンドが、浦幌町などの北海道内のペレット事業者と連携しながら運営している。なお、各地域で生産されるペレットは、すべて北海道産の原木を使用したものであることを確認している。今のところ、ペレットの生産業者は数社に限定されており、そこからペレットを購入することを条件に、北海道の一般家庭が当該プログラムに参加する形となっている。

<排出削減事業の承認等>

(大塚委員)

- ・ 資料2の中で、事業番号784や836について、投資回収年が「N. A.」という表記がされているが、どのような理由によるものか。

(事務局)

- ・ 事業実施後にランニングコストが上がるため、投資回収が不可能な案件について、投資回収年数の表記を「N. A.」としている。

(事務局)

- ・ 事業番号 862 では、今回初めて系統電力受電設備を増設することで自家用発電を代替する方法論 015 が適用されているが、本日欠席の森口委員より、昨今の電力需給が逼迫している状況下において、そもそもこのような方法論を掲げることは適切でないのではないかと、といったご意見を頂いているところである。この点について委員の皆様からご意見があれば頂きたい。
- ・ なお、事業番号 862 については、設備の導入が東日本大震災前であるため、森口委員からも事業承認のご了承を頂いている。
- ・ また、森口委員からは、全国的に電力需給が逼迫しつつある中で、前回の認証委員会でご報告した、東京電力及び東北電力管内における増系統電力案件の取扱いについて、全国に拡大すべきではないかと、といったご意見も頂いている。基本的には、この取扱いについては、東日本大震災に端を発した電力供給の状況に鑑み、計画停電や電気事業法第 27 条に基づく電力使用制限令が出るに至った、東京電力及び東北電力管内に限って適用を行っているものであるが、この点についても、併せて委員の皆様のご意見を頂きたい。

(大塚委員)

- ・ 増系統電力案件の取扱いに関しては、関西電力管内にまで、節電の要請がなされているような状況において、当該取扱いの対象を全国に拡大してもよいのではないかと考えている。

(椋田委員)

- ・ 引き続き節電を行う必要はあるが、他方で二酸化炭素削減は重要な課題であり、その意味において、震災後も本制度の重要性になんら変わりはないと考えている。
- ・ 増系統電力案件の取扱いについては、今回の措置は、あくまで震災を受けた緊急避難的な措置と理解している。また、電力需給の状況についても、地域によっては余裕があるところもあり、全国一律の取扱いとする必要はないと考えている。このため、今回の措置を当面続け、関西電力等については、東北電力や東京電力管内と同様に、電気事業法第 27 条による電力使用制限が発令されるような段階で、ケースバイケースで対応していけばよいものと考えている。

(松橋委員)

- ・ 現在、低炭素社会戦略センターにおいて停電防止連絡ネットワークを作り、東京電力管内の自治体と相談して、供給能力が逼迫した際に、一般家庭向けに電力予想を行うシステムの開発を行っているが、現在までのところ電力需給が逼迫するといった状況は生じていない。これは、産業界や家庭における節電効果の表れだと考えている。
- ・ 他方、自家用発電から系統電力への代替方法論 015 については、電力使用制限

が発令されている東京電力及び東北電力管内において、当該方法論の適用をすることには少し違和感があるが、このような状況下では、制度で縛るようなことをしなくても、方法論015の適用案件の申請が多数出てくるとは考え難いので、ルール化をするのではなく、申請段階で、事務局で注意して判断を行って頂くといった対応で十分ではないかと考えている。

(茅委員長)

- ・ 様々なご意見があるところだが、増系統電力案件の取扱いについては、当面は現状の対応を続けることで問題ないのではないかと思う。
- ・ また、方法論015については事務局で注意して判断を行っていただきたい。

<排出削減方法論の承認等>

(大塚委員)

- ・ 今回申請のあった方法論のうち、方法論040共同配送への変更と、方法論040-A配送方法の効率化については、渋滞の状況次第で、結果が大きく変わってくることもあると思うので、検討にあたっては、あまり過大な見積もりにならないよう考慮してもらいたい。

(松橋委員)

- ・ 大塚委員からのご指摘の通り、交通における排出削減量の評価は非常に難しい部分がある。以前、省エネ法の関係で総合資源エネルギー調査会荷主判断基準小委員会の委員長を務めた際にも、大塚委員がご指摘された渋滞の影響等について同様に議論されていた。検討が進む中で、統計的見地から見ると、渋滞等の影響も含めて、交通分野におけるエネルギー消費量は、配送重量や積載率といった要素の関数としてある程度把握できることがわかってきている。方法論040等の検討に当たっては、そのような検討結果も是非参考にして頂きたい。

文責：事務局